

Ⅱ 保健・給食

1 学校保健

学校保健を推進し、児童・生徒の健康の保持増進を図ることは、心身ともに健康な国民の育成を期して行う教育の目的達成に大きな役割を果たし、あらゆる教育活動の基礎を培うものです。

近年、社会環境や生活様式の変化は、児童・生徒の健康にも多様な影響を与えています。肥満やアレルギー疾患、生活習慣病の若年齢化、心身症等の疾病が注目されていることは、その現れといえます。

目黒区では、児童・生徒の健康保持に努め、健康診断の実施とともに健康教育を推進することで、さらに積極的な健康づくりに取り組んでいます。

(1) 健康診断

児童・生徒の健康の保持・増進を図るためには、健康状態を正しく把握して、適切な指導・管理を行うことが必要です。このため、小・中学校では定期的に健康診断を実施しています。

平成 28 年度から「四肢の状態」が健康診断の必須項目に加わったため、四肢の状態を検査する「運動器検診」を実施しています。

学校保健統計調査（令和 3 年度定期健康診断疾病異常集計表）

項 目		区 分	小 学 校							中 学 校			
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
在籍者数		男	946	894	878	894	949	879	5,440	476	549	490	1,515
		女	880	838	806	744	773	765	4,806	420	435	428	1,283
受診者数		男	946	893	864	886	936	868	5,393	462	530	460	1,452
		女	873	832	798	734	769	761	4,767	412	411	398	1,221
栄養状態	①栄養不良	男	2	0	0	3	1	3	9	0	0	0	0
		女	0	2	0	0	3	2	7	0	0	0	0
	②肥満傾向	男	4	5	8	11	7	5	40	0	0	0	0
		女	4	2	0	1	4	1	12	0	0	0	0
脊柱胸郭 四肢	疾病・異常者数	男	16	13	24	31	29	20	133	0	9	4	13
		女	8	27	28	14	23	23	123	3	5	6	14
	①脊柱側彎症・ 脊柱異常	男	14	11	21	26	24	18	114	0	4	2	6
		女	8	22	26	11	22	20	109	3	3	3	9
	②胸郭異常	男	1	1	2	4	0	2	10	0	3	1	4
		女	0	2	1	3	1	3	10	0	0	1	1
	③四肢異常	男	2	2	2	3	6	2	17	0	3	1	4
		女	0	3	1	1	0	0	5	0	2	2	4
視 力	①裸眼視力測定者 (②～⑤の合計)	男	935	875	851	840	871	792	5,164	396	460	359	1,215
		女	867	817	773	698	719	673	4,547	324	317	293	934
	②1.0 以上	男	714	594	495	471	442	344	3,060	185	176	145	506
		女	638	528	418	323	275	246	2,428	129	101	97	327
	③1.0 未満 0.7 以上	男	131	117	126	95	110	99	678	62	68	47	177
		女	133	123	120	85	74	66	601	60	43	35	138
	④0.7 未満 0.3 以上	男	74	112	141	157	159	154	797	71	112	83	266
		女	69	110	152	150	186	131	798	64	72	57	193
	⑤0.3 未満	男	16	52	89	117	160	195	629	78	104	84	266
		女	27	56	83	140	184	230	720	71	101	104	276
	⑥裸眼視力測定者のうち 眼鏡・コンタクトレンズ装用者	男	21	31	63	88	128	138	469	49	86	62	197
		女	26	41	68	98	176	189	598	63	76	71	210
	⑦眼鏡・コンタクトレンズ装用 のため矯正視力のみ測定者	男	9	13	17	45	69	78	231	70	74	107	251
		女	10	17	25	39	51	90	232	91	100	113	304

項 目			小 学 校							中 学 校			
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
眼疾患	疾病・異常者数	男	103	95	94	139	83	74	588	38	48	30	116
		女	89	72	89	84	51	62	447	31	33	22	86
	① 感染性眼疾患	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	② アレルギー性眼疾患	男	86	83	78	116	68	60	491	23	25	11	59
		女	73	53	80	69	42	52	369	17	11	5	33
	③ その他の眼疾患	男	18	12	23	30	18	17	118	16	24	19	59
		女	21	21	11	16	12	10	91	16	22	17	55
聴 力	難聴	男	10	10	9	—	3	—	32	1	—	1	2
		女	12	9	1	—	0	—	22	5	—	1	6
耳鼻咽喉疾患	① 耳疾患	男	136	106	110	81	95	68	596	51	48	55	154
		女	131	110	74	84	69	63	531	37	24	28	89
	② 鼻・副鼻腔疾患	男	227	199	165	217	271	214	1,293	99	101	54	254
		女	138	123	138	105	138	144	786	69	43	42	154
	ア アレルギー性鼻疾患	男	177	156	150	193	254	195	1,125	88	90	43	221
		女	111	104	124	95	129	132	695	62	37	33	132
	イ その他の鼻・副鼻腔疾患	男	58	47	17	27	19	20	188	11	12	11	34
		女	32	20	17	12	10	12	103	7	6	11	24
皮膚疾患	③ 口腔咽喉頭疾患	男	2	5	2	1	0	0	10	7	5	1	13
		女	2	4	2	0	0	1	9	7	1	1	9
	① 感染性皮膚疾患	男	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
		女	2	2	0	1	1	0	6	0	0	0	0
	②アレルギー性皮膚疾患 (アトピー性皮膚炎)	男	49	43	51	50	54	55	302	23	13	15	51
		女	50	39	39	39	39	42	248	16	8	6	30
結 核	③アレルギー性皮膚疾患 (アトピー性皮膚炎以外)	男	6	3	10	5	2	0	26	0	0	0	0
		女	4	6	3	5	4	0	22	0	0	0	0
	④ その他の皮膚疾患	男	4	3	1	1	1	0	10	0	0	0	0
		女	3	2	0	0	2	0	7	0	0	0	0
心 臓	① 結核患者	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	② 精密検査対象者	男	5	4	3	0	1	0	13	1	1	0	2
		女	13	2	1	1	3	0	20	1	0	1	2
検 尿	① 心臓疾患	男	19	6	4	6	7	7	49	11	1	0	12
		女	19	1	6	6	2	0	34	5	0	0	5
	② 心電図異常	男	24	—	—	—	—	—	24	10	—	—	10
		女	16	—	—	—	—	—	16	7	—	—	7
検 尿	① 尿蛋白検出	男	1	0	0	1	4	2	8	0	7	6	13
		女	1	2	2	1	2	5	13	7	7	4	18
	② 尿糖検出	男	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2
		女	0	1	1	0	0	1	3	0	0	0	0
その他	① 気管支喘息	男	47	46	35	34	20	28	210	3	9	3	15
		女	27	27	37	28	8	21	148	4	3	1	8
	② 腎臓疾患	男	2	0	0	1	0	3	6	0	1	0	1
		女	0	0	2	1	0	3	6	2	1	0	3
	③ 言語障害	男	2	4	3	2	5	1	17	0	0	0	0
		女	1	0	1	0	1	1	4	0	0	0	0
	④ その他の疾病・異常	男	3	6	4	4	2	2	21	0	0	0	0
		女	3	2	8	3	1	1	18	0	0	0	0

項 目				区 分	小 学 校							中 学 校			
					1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
歯 科	① 歯科受診者数			男	944	882	866	880	936	867	5,375	461	533	463	1,457
				女	868	835	790	733	762	759	4,747	411	411	402	1,224
	② う歯・要観察歯	乳歯 又は 永久 歯	ア 処置 完了者	男	91	162	190	202	200	121	966	44	71	80	195
				女	84	132	184	149	128	78	755	64	72	71	207
			イ 未処置歯 のある者	男	77	80	81	79	76	45	438	39	25	34	98
				女	73	75	84	69	66	40	407	40	30	40	110
			ウ 要観察歯 のある者	男	57	46	56	68	88	69	384	62	65	74	201
				女	49	42	64	56	76	59	346	54	58	77	189
			エ 永久歯のう歯 経験者	男	9	21	32	62	82	63	269	64	91	111	266
				女	7	23	35	64	74	72	275	91	95	109	295
	③ 歯肉の 状態		ア 歯周 疾患	男	0	1	9	3	7	5	25	23	37	39	99
				女	0	2	2	4	5	6	19	11	12	4	27
			イ 歯周疾患 要観察者	男	44	75	90	100	120	118	547	93	94	74	261
				女	44	82	73	69	83	86	437	68	61	70	199
	④ 歯列・咬合の異常			男	18	21	21	34	22	28	144	13	24	17	54
				女	19	21	24	25	18	24	131	21	20	17	58
	⑤ 顎関節の異常			男	1	2	1	1	1	0	6	1	1	1	3
				女	0	0	0	3	4	0	7	0	4	1	5
	⑥ 歯垢の状態			男	4	9	14	23	19	15	84	29	41	46	116
				女	7	8	8	12	18	15	68	15	14	14	43
	⑦ その他の歯・口腔の疾 病・異常			男	7	5	0	4	1	6	23	0	3	0	3
				女	2	6	8	6	5	2	29	1	0	2	3
	⑧ 永久歯の 内容	う歯の 内容	ア 未処置歯数(D)	男	—	—	—	—	—	24	24	39	—	—	39
				女	—	—	—	—	—	39	39	79	—	—	79
			イ う歯による 喪失歯数(M)	男	—	—	—	—	—	3	3	2	—	—	2
				女	—	—	—	—	—	3	3	5	—	—	5
			ウ 処置歯数(F)	男	—	—	—	—	—	97	97	64	—	—	64
女				—	—	—	—	—	104	104	140	—	—	140	

(2) 児童・生徒の体位

座高の計測は健康診断の必須項目ではなくなったため、平成28年度から廃止しました。

児童・生徒の平均体位の比較

(令和3年7月)

学校	学年	性別	身長 (cm)			体重 (kg)		
			区	都	国	区	都	国
小学校	1年	男	116.9	118.4	117.5	21.4	22.2	22.0
		女	116.1	117.4	116.7	21.0	21.7	21.5
	2年	男	123.3	124.7	123.5	24.5	25.5	24.9
		女	122.0	123.4	122.6	23.7	24.5	24.3
	3年	男	129.0	130.2	129.1	27.6	29.0	28.4
		女	128.0	129.3	128.5	26.4	27.5	27.4
	4年	男	134.7	135.0	134.5	31.2	31.8	32.0
		女	134.1	135.4	134.8	30.0	31.2	31.1
	5年	男	140.1	141.1	140.1	34.9	36.6	35.9
		女	141.1	142.3	141.5	34.5	35.7	35.4
	6年	男	146.2	147.3	146.6	39.1	40.4	40.4
		女	147.4	148.9	148.0	38.7	40.4	40.3

学校	学年	性別	身長 (cm)			体重 (kg)		
			区	都	国	区	都	国
中学校	1年	男	153.9	156.0	154.3	44.8	46.8	45.8
		女	153.0	153.5	152.6	43.6	45.1	44.5
	2年	男	160.9	163.1	161.4	50.5	52.3	50.9
		女	155.6	156.2	155.2	47.7	47.8	47.9
	3年	男	166.8	167.4	166.1	54.7	55.9	55.2
		女	157.3	157.5	156.7	49.8	50.1	50.2

※国・都の数値は、作成時点で令和3年度の数値が公表されなかったため、令和2年度の数値を記載しています。

(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校、幼稚園及びこども園の管理下で発生した災害（事故）について、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」がその保護者に対して一定の基準に基づき医療費等の給付を行うことにより、学校教育の円滑な実施に資することを目的とする共済制度が設けられています。本区では、全児童・生徒並びに幼児が加入し、加入に要する共済掛金は全額公費負担しています。

学校管理下における災害発生件数及び支給額

	幼稚園・こども園	小学校	中学校	合 計
加入者数	192	10,231	2,787	13,210
発生件数	4	356	129	489
支給額(円)	23,284	4,035,886	1,687,811	5,746,981

災害発生の状況

区分		幼稚園・こども園		小学校		中学校	
		件数	%	件数	%	件数	%
災害発生状況	各教科等	-	-	139	33.0	65	35.9
	特別教育活動	-	-	26	12.6	2	4.2
	学校行事	-	-	8	4.7	5	10.4
	課外指導	-	-	2	0.0	35	28.3
	休憩時間	-	-	160	45.9	18	20.3
	通学中	-	-	21	3.8	4	0.9
	保育中	4	100.0	-	-	-	-
	通園中等	0	0.0	-	-	-	-
計		4	100.0	356	100.0	129	100.0

けが等の種類

区分		幼稚園・こども園		小学校		中学校	
		件数	%	件数	%	件数	%
けがの種類	骨折	0	100.0	107	21.7	35	29.3
	捻挫	0	0.0	53	13.0	22	20.4
	脱臼	1	0.0	4	3.0	2	2.8
	挫傷・打撲	0	0.0	114	28.1	44	18.4
	靱帯損傷・断裂	0	0.0	26	6.2	15	0.9
	挫創	1	0.0	13	1.5	2	0.9
	切創・刺創	0	0.0	9	0.2	1	0.0
	裂創	1	0.0	3	0.4	0	0.5
	擦過傷	0	0.0	0	1.7	0	0.9
	歯牙破折	0	0.0	1	18.5	0	19.8
	その他	0	0.0	1	0.0	0	0.0
疾病の種類	食中毒	0	0.0	0	5.7	1	6.1
	その他	1	100.0	25	100.0	7	100.0
計		4	100.0	356	100.0	129	100.0

(4) 学校環境衛生検査

学校環境衛生の基準に基づき、各小・中学校、幼稚園及びこども園において、下記の環境衛生検査を行っています。結果に基づき指導し良好な状態を保つようにしています。

- ・各小・中学校、幼稚園及びこども園による日常検査
飲料水水質検査、水泳プールの水質検査等
- ・各小・中学校、幼稚園及びこども園薬剤師による定期検査
水泳プールの水質等検査（使用期間中 4 回程度）、室内の照度・粉塵・二酸化炭素等の検査（年 2 回夏・冬）、ダニ又はダニアレルゲン検査（年 1 回夏）
- ・専門業者による定期検査
水泳プール水総トリハロメタン検査（平成 14 年度から年 1 回）、水泳プールろ過装置処理水濁度検査（平成 15 年度から年 1 回）、ホルムアルデヒド及びトルエンの室内空気環境検査（年 1 回）、飲料水水質検査（年 1 回秋）

2 学校給食

学校給食は、教育活動の一環として、児童・生徒の基本的な生活習慣の形成や、社会性を身に付けさせ、豊かな人間関係の育成を図ることをねらいとして実施しています。

平成 17 年 6 月には「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するため食育基本法が制定されました。

学校給食における「食」に関する指導がますます重要になる中、「学校（園）における食育指針」（令和 2 年 3 月改定）を基に、これまでの食育の取組状況を改めて確認しながら、食に関する指導や学校給食の食事内容の充実を図っていきます。

(1) 食事内容

食事内容については、次のような点に配慮して献立作成を行いました。

- ア 1 人 1 回当たりの学校給食摂取基準は、「目黒区児童又は生徒 1 人 1 回当たりの学校給食摂取基準」に基づき行う。
- イ 学校給食摂取基準を満たし、多様な食品を組み合わせた献立にするため、「目黒区学校給食の標準食品構成」に基づき行う。
- ウ 主食の配分は 20 日間を 1 サイクルとし、米飯 14 回、パン 3 回、麺 3 回とする。
- エ 学校における給食指導の目標や指導方法を踏まえた献立作成を行う。
- オ 旬の食材を取り入れ、季節感のある献立作成を行う。
- カ 食文化に対する関心や理解を深めることができるよう、地場産物（都内産の農畜水産物など）を取り入れた献立、行事食、各地の郷土食等の献立を取り入れる。
- キ 手作りの味を大切に、調理済食品や化学調味料を使用しない。
- ク 食材の安全を確保するため、不必要な食品添加物が添加された食品や鮮度、品質等の判別が困難な加工食品は使用しない。
- ケ 放射性物質への対応として、児童・生徒が安心して食べることができるよう、できる限り内部被ばくを軽減することを前提に食材を選定する。

学校給食摂取基準（児童・生徒 1 人 1 回当たり）

区 分	小 学 校			中学校
	低学年(6～7 歳)	中学年(8～9 歳)	高学年(10～11 歳)	
エネルギー(kcal)	530	650	780	830
たんぱく質(%)	学校給食摂取エネルギー全体の 13～20%			
脂 質(%)	学校給食摂取エネルギー全体の 25～30%			
ナトリウム(食塩相当量)(g)	2 未満	2 未満	2.5 未満	2.5 未満
カルシウム(mg)	290	350	360	450
鉄(mg)	2.5	3	4	4
ビタミンA(μgRAE)	170	200	240	300
ビタミンB1(mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB2(mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC(mg)	20	20	25	30
食物繊維(g)	4 以上	5 以上	5 以上	6.5 以上
マグネシウム(mg)	40	50	70	120
亜鉛(mg)	2	2	2	3

※この摂取基準は、国が全国的な平均値を示したものを、区の基準として採用したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態等に十分配慮し、弾力的に運用した。

(2) 学校給食の指導

給食指導については、「学校（園）における食育指針」に基づき、「楽しい食生活を通じて、子どもたち一人ひとりの健康な心と体を培い、豊かな人間性を養い、食を支える自然や社会に感謝する気持ちを育てる」ことを目標に、次のような内容を実施しました。

ア 栄養のバランスのとれた食事を通して、正しい食習慣を身に付けさせるとともに、生涯の健康づくりを培う観点から、他の関連する教科との連携を図りながら、望ましい食習慣や食生活について指導を行う。

イ 特別給食

子どもたちが伝統的な食文化に親しみ、それを継承することの大切さを理解するように日本の行事にちなんだ行事食や友好都市も含めた各地の郷土料理、国際理解を深めるための世界の料理などを取り入れる。

※ 目黒区では、特別給食に係る経費の一部を補助しています。

ウ 地場産物の活用

子どもたちが身近な地域の自然・食文化・産業等に関する理解を深め、食に関する感謝の気持ちを抱くことができるように、地場産物を使用した献立を取り入れる。

エ 持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ教育

食品ロスの視点も含め、子どもたちに残さず食べることの大切さを指導するとともに、食品廃棄物の発生抑制や破損食器の再生利用など、循環型社会に対して理解を深める指導を行う。

(3) 学校給食費

学校給食法では、学校給食に必要な施設・設備費や人件費等は学校設置者の負担とし、それ以外の経費は学校給食費として、保護者の負担としています。ただし、牛乳については、国による助成措置が行われました。

給食の平均実施回数は、小学校で 198 回、中学校で 193 回でした。

学校標準給食費

区 分	小 学 校			中 学 校
	低学年	中学年	高学年	
1 食単価	247 円	267 円	289 円	333 円

(4) 学校給食の安全

腸管出血性大腸菌O-157 やサルモネラ等の食中毒や事故を防止し、安全で衛生的な給食を実施するため、次のような対策を行いました。

- ア 調理手順や作業動線が複雑となる献立の組み合わせは避ける。
- イ 調理は加熱を原則とし、中心温度計を用い75℃1分間以上（カキ、アサリなどの二枚貝は85～90℃90秒間以上）の加熱を確認する。
- ウ 野菜については加熱処理を原則とする。トマトときゅうりは、洗浄、湯通し等を行い供食する。ただし、適切な温度管理のできる施設においては生食を可能とするが、流水で3回洗浄・消毒し、洗浄後は素手で取り扱わない。
- エ 果物については生食を可能とするが、流水で3回洗浄・消毒し、洗浄後は素手では取り扱わない。
- オ 和えものやサラダについては、適切な温度管理ができない場合は行わない。
- カ 食材の納入時には、品質、鮮度、品温、異物の混入等について確認を行う。
- キ 調理従事者に腸内細菌検査（腸管出血性大腸菌O-157を含む。）を年24回実施するとともに、「衛生管理チェックリスト-日常点検票-」により日々の衛生管理の確認を行う。
- ク 栄養教諭・栄養職員に、衛生管理に関する情報提供を行い、理解を深め、意識の向上を図る。

(5) 給食備品の整備

給食室の大型備品については、保守点検結果等に基づき、毎年、入替えを行っています。令和3年度は次の備品を整備しました。

備 品	小 学 校	中 学 校
回転釜	—	—
スチームコンベクションオープン	不動小学校、中根小学校	第八中学校
熱風消毒保管庫・殺菌庫	油面小学校	—
冷蔵庫等	—	—
食器洗浄機	—	—
炊飯器	田道小学校	第十中学校

(6) 給食調理業務委託

学校給食調理業務の効率的運営を図るため、給食調理業務を委託しています。

委託内容は、調理業務とそれに付随する配缶、運搬、食器具の洗浄等の業務です。献立の作成及び食材料の購入は各学校の栄養教諭・栄養職員が行います。

3 健康教育の推進

児童・生徒一人ひとりの健康課題の改善、健康の保持増進、体力の向上を図るため、学校と教育委員会が連携して取組を進めています。また、めぐろ学校サポートセンターで行っていた健康教育推進事業を平成 27 年度からは学校運営課で行い、学校健康トレーナーを所属変更したことにより事業の連携を図っています。

健康課題のある児童への対応として、学校健康トレーナーの全小学校への派遣、参加を希望する児童を対象とした「めぐろ元気あっぷ教室」の開催、教室でのトレーナー面談、小児肥満専門医・小児科医による面談や栄養士による栄養相談を実施しました。また、幼稚園・こども園の年長クラス及び小・中学校の全児童・生徒への対応として、令和 2 年度から「めぐろ ここカラダシート」を配布しました。

さらに、令和元年度に改定した「学校（園）における食育指針」に基づき、食育を推進したほか、平成 28 年 3 月に発行した「食育実践事例集」を通して、家庭や地域、学校が連携した食育の推進に努めました。

(1) 学校健康トレーナーの全小学校への派遣

学校健康トレーナー（6 人）を区立全小学校へ定期的に派遣し、肥満や体力不足などの健康課題の改善に向けて運動支援や運動観察などの活動を行いました。また、教職員と連携して、相談・指導（運動プログラムや生活改善プログラムの提供等）を実施しました。

(2) 健康相談・栄養相談

学校健康トレーナーが、児童の健康上の課題等について相談に応じるとともに、食育推進指導員（管理栄養士）が年 4 回、児童・生徒の食生活に係る課題等について、相談に応じています。

また、小児肥満専門医や小児科医との健康相談も年 2 回ずつ実施しました。

保護者との面談件数

面談	トレーナー	小児肥満専門医 小児科医	栄養士	計
件 数	260	14	23	297

(3) めぐろ元気あっぷ教室・夏季水中運動教室の開催

八雲小学校、碑小学校、中目黒小学校、五本木小学校、鷹番小学校、原町小学校及び上目黒小学校体育館において、小学生を対象に楽しみながら運動し肥満解消や体力づくりを行う「めぐろ元気あっぷ教室」を前期・後期で延べ 110 回実施しました。また、夏季休業期間に五本木小学校プールで「夏季水中運動教室」を延べ 4 日間実施しました。

また、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、従来の 9 コースから 11 コースへコースを増設し、1 コース当たりの参加人数を減らして実施しました。

通常、めぐろ学校サポートセンターの体育館で実施していますが、新型コロナウイルスのワクチン接種会場となり、使用が出来なくなったため、近隣の区内小学校の協力により会場を確保し教室を実施しました。

めぐろ元気あっぷ教室の実施状況（延べ人数）

会場・コース			参加者
前期	中目黒小学校 五本木小学校 鷹番小学校 上目黒小学校	水曜 A	64 人
		水曜 B	81 人
		土曜午前 A	70 人
		土曜午前 B	75 人
		土曜午後 C	22 人
		土曜午後 D	17 人
	八雲小学校	水曜 A	82 人
		水曜 B	57 人

前期	碑小学校 原町小学校	土曜午前 A	31 人
		土曜午前 B	97 人
		土曜午前 C	51 人
夏季水中 運動教室	五本木小学校プール	4日間 (8/2.3.5.6) 午前	122 人
後期	中目黒小学校 五本木小学校 鷹番小学校 上目黒小学校	水曜 A	73 人
		水曜 B	72 人
		土曜午前 A	97 人
		土曜午前 B	107 人
		土曜午後 C	55 人
		土曜午後 D	71 人
	八雲小学校	水曜 A	133 人
		水曜 B	63 人
	碑小学校 原町小学校	土曜午前 A	76 人
		土曜午前 B	110 人
		土曜午前 C	50 人